

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 679 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第679回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和4年4月21日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和4年4月21日（木） 午後3時～3時30分

・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13番 久野 一弘

副会長 12番 深谷 勝義

委 員 1番 近藤 武

2番 服部 啓子

3番 濱島 守

4番 本田 貴士

5番 鈴木 広子

6番 竹内 敬三

7番 相羽 誠二

9番 神谷 登

10番 成田 正彦

11番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14番 浅田 勲

15番 大嶋 英二

16番 加古 俊治

17番 鈴置 省悟

18番 深谷 幸子

19番 山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） 8番 深谷 英一

（農地利用最適化推進委員） なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 679 回）

令和 4 年 4 月 21 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	使用貸借解約の解約通知書について	
7	報告 6	現況証明願について	
8	報告 7	農地改良届について	
9	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
10	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
11	議案 3	農地法第 4 条第 1 項第 9 号に該当する旨の確認に係る届出について	
12	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	
13	議案 5	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）	
14	議案 6	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
事務局 下谷 敏信
 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 679 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員 13 名中 12 名の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。

なお、8 番深谷英一委員から欠席のご連絡を受けております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1 『会議書記の指名』を行ないます。

本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2 「報告第 1 号」『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、日程第 8 「報告第 7 号」『農地改良届について』まで、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自らが行う農地転用で、議案書 1 頁の計 1 件です。畑 1 筆、転用面積は 247 m²です。転用目的は駐車場です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 2 頁から 6 頁の 10 件です。畑 11 筆、田 15 筆、転用面積は 3,683.74 m²で、転用目的は住宅 9 件、医院が 1 件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 7 頁の 1 件、畑 2 筆、計 1,121 m²の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書 8 頁の 2 件、田 6 筆、計 1,388 m²の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 5 号『使用貸借契約の解約通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の使用貸借契約の合意による解約通知で、議案書 9 頁の 1 件、畑 1 筆、計 548 m²の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第6号『現況証明願について』ご説明します。

20年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願出されるもので、議案書10頁の1件、畑1筆、田2筆、1,069㎡の願出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第7号『農地改良届について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書11頁の計3件、畑7筆、田4筆、合計6,997㎡の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届け出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨をご報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第7号までについて質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

質問、意見等がないようです。

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第9「議案第1号」『農地法第3条の規定による許可申請について』2件を上程いたします。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書12頁の大府市農業委員会の許可案件2件、田4筆、3,276㎡です。

取得の目的は、農地を新たに取得し規模拡大を図るためです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について鈴置委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

1番の譲受人は、所有農地及び借り受け農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

続いて、2 番の案件について近藤武委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

2 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 1 号を採決します。
本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 10「議案第 2 号」『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』2 件を上程いたします。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』ご説明します。市街化調整区域内で権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 13 頁から 14 頁の、愛知県知事の許可案件、計 5 件です。

1 番の案件は駐車場・資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね 10 h a 未満の規模の農地の区域にある農地で、第 2 種農地と判断されます。

2 番の案件は、従業員及び配当トラックの駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね 10 h a 未満の規模の農地の区域にある農地で、第 2 種農地と判断されます。

3 番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、概ね 10 h a 以上の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断されます。

4 番の案件は、来客及び従業員の駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、概ね 10 h a 以上の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断されます。

5 番の案件は、従業員用駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね 10 h a 未満の規模の農地の区域にある農地で、第 2 種農地と判断されます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はありませんか。

(意見なし)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について相羽誠二委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1 番の申請地は第 2 種農地で、土地造成は整地のみです。周囲にはコンクリートブロックを設置し、雨水は敷地内最終柵を経て、道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

続いて、2 番の案件について相羽誠二委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

2 番の申請地は、第 2 種農地で、土地造成は整地のみです。対象地は砂利敷とし、雨水は自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

続いて、3 番の案件について、近藤武委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

3 番の申請地は、第 1 種農地で、土地造成は整地のみです。対象地は碎石敷とし、雨水は自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

続いて、4 番の案件について、加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

4 番の申請地は、第 1 種農地で、土地造成は整地のみです。対象地は碎石舗装とし、雨水は自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

続いて、5 番の案件について、加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

5 番の申請地は、第 2 種農地で、土地造成は、整地のみでアスファルト舗装を施し、周囲をコンクリートブロックで囲みます。雨水は、地下調整池を経由して敷地内の最終排水樹より道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

無いようですので、議案第 2 号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第 11 議案第 3 号『農地法第 4 条第 1 項第 9 号に該当する旨の確認に係る届出について』1 件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 3 号『農地法第 4 条第 1 項第 9 号に該当する旨の確認に係る届出について』ご説明します。所有者自ら農業用施設などへ転用する農地の面積が 2 a 未満の場合に届出がされるもので、議案書の 15 頁の 1 件です。協議会で担当からのご説明のとおり問題はないと考えられます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 3 号を採決します。原案のとおり確認受理することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第 3 号は、原案のとおり確認受理することに決定いたします。

次に、日程第 12 「議案第 4 号」『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』5 件を上程します。
事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 4 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』ご説明します。
農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。16、17 頁の計 5 件です。

市内の方3名、市外の方2名です。6491番から6493番までは、新規就農者になります。

畑6筆、田2筆、合計5,369㎡の申請です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書の記載とおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

特に無いようですので、議案第4号を採決します。
原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第13「議案第5号」『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）』の6件を議題とします。

この内、設定番号6497番、6498番の2件は、本田貴士委員が、議事参与に当たる議案となります。

はじめに、議事参与に該当しない4件について審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）』であります。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。

公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書の18、19頁で、設定番号6496番、6499番から6501番までの計4件です。

いずれも田で6筆、3,355㎡の申請です。

市内の方が3名、市外の方が1名です。いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書の記載とおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第5号の内、議事参与の制限に該当しない4件を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号のうち議事参与の制限に該当しない4件は、

原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第 5 号のうち、設定番号 6497 番、6498 番は、本田委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当するため、本田委員は、退室をお願いします。

(本田委員 退室)

それでは、議案第 5 号のうち本田委員の議事参与案件である設定番号 6497 番、6498 番について審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案書の 18 頁で、設定番号 6497 番、6498 番は、借手の本田委員へ利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書の記載どおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 5 号のうち設定番号 6497 番、6498 番を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号のうち設定番号 6497 番、6498 番は、原案のとおり承認することに決定します。

本田委員は、入室してください。

(本田委員 入室)

次に、日程第 14「議案第 6 号」『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』1 件を議題とします。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』について、ご説明します。

議案書 20 頁の計 1 件、計 3,292 m²が提出され、農業委員会の意見が求められています。内容につきましては、協議会にて農政課職員より説明したとおりです。1 番の案件は、消火訓練の場所を確保するために整備するものです。農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に代えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。
1 番の案件について、成田正彦委員どうぞ。

(成田正彦 委員)

1 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 3 種農地で、市街地に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

特に無いようですので、議案第 6 号を採決します。本議案に対する意見を市へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 6 号は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第 679 回総会を閉会します。